

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◆告示 完全給食の承認取消

完全給食の承認

中型まき網漁業の起業認可

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の

一部改正

ライクリーニング師試験の実施

◆教委告示 定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十九年十月五日

施設名	所 在 地	対 称	承認年月日	承認番号
鳥取県知事	西 尾 愛 治			
森 謹 診	米子市加茂町	施設	昭和二十九年十月一日	第二十号
療 所				

鳥取県告示第四百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の承認を次のとおり取り消した。

昭和二十九年十月五日

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第十八条の規定により、昭和二十九年ににおける新規中型まき網漁業（一五トン以上の動力つき）

区 分	本年度予算額(又は本年度決算額)	本年度
県補助金	(△減)	比較増減
收入の部		

(四) 入植者飲用水施設の場合

(1) 区画図を添付すること。

- (2) 施設の設計図面を添付すること。縮尺は六〇分の
一以上とする。
- (3) 様式三の□の次に○として次のように加える。

様式三の□の次に○として次のように加える。

2 添付書類

- (1) 区画図を添付して施設の位置を正確に記載し利用
戸数も明記すること。

(2) 施設の設計図面を添付すること。縮尺は六〇分の
一以上とする。

- (1) 施設名は天水貯水槽又は深井戸等と区分すること。
(2) 事業費はすべて実際に要する建設費を計上し補助
金額を補助率で還元して得た額を計上しないこと。
(3) 摘要欄には利用戸数、利用人員及び家畜数を記載
すること。

1 記載上の注意

区分	本年度予算額(又は本年度決算額)	本年度	その他の負担金
計			
支出の部			
工費			
材料費			
運搬費			
雜費			
計			

区分	本年度予算額(又は本年度決算額)	本年度	その他の負担金
計			
支出の部			
工費			
材料費			
運搬費			
雜費			
計			

1 記載上の注意

- (1) 摘要欄には各費目別の内訳を記載すること。

1 記載上の注意

- (1) 摘要欄には各費目別の内訳を記載すること。

の起業認可申請期間を次のとおり定める。

昭和二十九年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 中型まき網漁業起業認可申請期間
昭和二十九年十月五日から同年十月十二日まで

鳥取県告示第四百九十三号

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程（昭和二十七年十月鳥取県告示第四百八十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二条に次の一号を加える。

- 四 開拓農業協同組合、同連合会、その他知事の適當と認めた団体の行う開拓入植者飲用水施設の建設第三条に次の一号を加える。
- 四 開拓入植者飲用水施設建設に要する経費に対しては、その事業費の五割以内

設施に改める。

様式二の□の次に○として次のように加える。

（三）入植者飲用水施設の場合

入植施設事業計画書（又は事業成績書）

事業主体名

地区	地番	施設の規 容量	構造	箇所別調書	
				基	事業費
				一基当平均容量	円石
				事業実施期第	四半期
				概要	摘要
				年度着工月日	竣工又は予定期年月日
				摘要	摘要

様式一中（入植者住宅建設
入植者電気導入施設）を（入植者住宅建設
入植者電気導入施設）（入植者住宅建設
入植者電気導入施設）

00340

設施(設)
に改める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十九年度分補助金から適用する。

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条に基く、ドライクリーニング師試験を次のとおり行う。

昭和二十九年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一日時及び場所

- (1) 日時 昭和二十九年十一月五日（金）九時三十分
(2) 場所 鳥取市二階町四丁目鳥取保健所

二 受験資格

制限しない

三 出願期日

私今回施行せられるドライクリーニング師試験を受験し

ドライクリーニング師受験願書

本籍

現住所

氏 年 月 日生 名

五 その他

出願者には受験票を試験前日までに現住所に郵送するので試験当日持参すること。

昭和二十九年十月二十五日までに所轄保健所に手続ること

四 提出書類等

- (1) 受験願書（別記様式）二通
(2) 履歴書
(3) 写真一枚（手札形、出願前六ヶ月以内に正面で撮影したもの、裏面に氏名、生年月日記入）
(4) 受験手数料 五百円（鳥取県收入証紙による）

二通

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十八号

定例教育委員会を次のことおり招集する。

昭和二十九年十月五日

鳥取県知事 氏 右 氏 名 殿
名

たいから関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 十月五日午前十一時
一場所 県教育委員会会議室
一議題 定例報告について
その他